

に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、議案第97号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの3件について、議長より委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定の後、市長の提案説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行っていただきます。なお、表決の方法につきましては、起立採決を予定しております。

次に、日程第9、議案第93号 指定管理者の指定についてから、日程第16、議案第103号 平成21年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの8件を一括議題といたしまして、市長の提案説明を受けた後、上程をされました案件8件について1件ずつ質疑を行い、一般議案2件につきましては、別紙付託表のとおり、所管する委員会に付託をして審査をしていただきます。予算案6件につきましては、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をしていただきます。

市政一般に関する質問につきましては、議事日程第2号、第3号のとおり、12月7日、8日の2日間とし、このたびの質問者は9名の予定ですので、第1日目5名、第2日目4名といたします。一般質問発言通告書は質問内容、答弁者を具体的に記載の上、提出をお願いいたします。なお、提出締め切りは12月2日といたします。

各常任委員会、特別委員会の日程につきましては、日程表のとおりであります。予算総括質疑発言通告の締め切りは12月11日、討論発言通告の締め切りは12月16日といたします。

なお、最終日、本会議前に議会運営委員会を開催させていただきます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○町田義昭議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、本日から12月

18日までの19日間と決定し、会議日程につきましては、お手元に配付してあります平成21年第7回市議会定例会会議日程表のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

### 日程第3 報告第8号 専決処分の報告について(車両事故に係る損害賠償の額の決定について)

○町田義昭議長 それでは、日程第3、報告第8号 専決処分の報告について(車両事故に係る損害賠償の額の決定について)の1件を議題といたします。

報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 おはようございます。

報告第8号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故に係る損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたものでございまして、衆議院議員総選挙における選挙事務従事の臨時職員による駐車中の車両との接触事故によるものでございます。

車両の運転につきましては、常に事故のないよう指導しているところでございますが、今後なお一層の注意を喚起するよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○町田義昭議長 報告が終わりました。

ただいま報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、これで報告を

+

終わります。

**日程第4 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長井市一般会計補正予算第6号）**

**日程第5 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号）**

○町田義昭議長 次に、日程第4、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長井市一般会計補正予算第6号）及び日程第5、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号）の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

（内谷重治市長登壇）

○内谷重治市長 報告第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度長井市一般会計補正予算第6号について専決処分させていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1,572万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ112億7,093万8,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、市民税の非課税世帯などを対象に、新型インフルエンザワクチンの接種費用について負担軽減を行うため、所要の補正を行ったものでございます。

次に、報告第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号について専決処分させていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,076万5,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、訪問看護ステーションの保健師及び看護師が新型インフルエンザワクチンを接種するために必要な手数料分を増額するための補正を行ったものでございます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○町田義昭議長 提案者の説明が終わりました。

これより順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第4、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長井市一般会計補正予算第6号）の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第9号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、報告第9号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号）の1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第10号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、報告第10号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。これより上程いたします日程第6、議案第95号から、日程第8、議案第97号までの3件は委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

### 日程第6 議案第95号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件

○町田義昭議長 それでは、日程第6、議案第95号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、議案第97号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第95号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、特別職及び一般職の国家公務員の手

当の支給に関する措置及び本市一般職の職員への期末・勤勉手当の支給状況を考慮し、特別職に属する者の期末手当の支給月数を引き下げるなど、所要の改正を行うためご提案申し上げるものでございます。

議案第96号 長井市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、教育長の期末手当は一般職の職員の例により支給されますが、本年12月に支給する期末手当において、一般職の職員に適用する給与等の調整を行わない規定を設けるためご提案申し上げます。

次に、議案第97号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院の給与勧告に準拠し、給料表の減額改定、期末・勤勉手当支給率の改定及び支給額の年額調整等の所要の改正を行うためご提案申し上げます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○町田義昭議長 提案者の説明が終わりました。

これより、1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第6、議案第95号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

3番、我妻 昇議員。

○3番 我妻 昇議員 5月の臨時会でしたでしょうか、でも意見を述べさせていただきまして反対という立場をとらせていただきました。今回は正式に条例で改正になるわけですので、ちょっと二、三質問をさせていただきます。

まず、人事院勧告で特別職のこれ人事院では「月例給」というような言い方をしていますけれども、月例給を0.3%引き下げるんだという

+

こと、またボーナス、期末手当ですね、ボーナスを0.25カ月引き下げるということで、特別職において人事院で特別職の勧告するのは異例中の異例なんでしょうけれども、あえて10年に一度の不況ということもあってそこまで踏み込んだんだらうと思っておりますが、それに伴ってということだと思いますけれども、中身については伴っていない部分もあるなというふうに見ております。

総務課長から期末手当、ボーナスですね、ボーナスの減額で市長、副市長合わせてどのぐらい減額幅があるのか、また議員の報酬、議員のボーナス、期末手当も同じく引き下げるわけですけれども、それでどのぐらいの減額幅になるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 おはようございます。

我妻議員のご質問にお答えをいたします。

特別職のいわゆる給与改定、人事院勧告はあくまで一般職への対応ということですが、それに準じて特別職については国の方は一般職、指定職等の引き下げの率等を勘案して法律案ができた。法律は多分もう引き下がったのかなと思っておりますが、それに受けて対応するわけですが、長井市の部分で申し上げますと、ご案内のとおり月例の部分の方は手をつけておりません。期末手当の月数、年間3.3月から0.25月減じて3.05月というふうにさせていただいております。

影響額でございますが、市長においては25万7,600円の減額でございます。3.3月分ですと340万円ほどになります。それが3.05月ということで314万2,000円ほどになります。円単位で申し上げますと25万7,600円の減額、同様に副市長におきましては20万6,850円、教育長20万5,275円。なお、教育長については一般職に準じておりますので、期末・勤勉手当の月数ということで4.50月が4.15月というふうになった部

分の影響額でございます。以上です。

○町田義昭議長 3番、我妻 昇議員。

○3番 我妻 昇議員 市長と副市長合わせると46万4,000円ぐらい減額になるということで減額があるわけですが、もう一つ議員の方の減額幅を聞いたんですが。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 議員の方におかれましては、6月の臨時議会におきまして加算の部分ですね、1.2から1.4に戻して、なお特例で1.3とするというようなことで、1.3の加算をベースにいたしますと、今回補正予算等で給与費明細でも示されておるとおりでございますが、総額で3万3,000円ほど増額ということでございます。以上です。

○町田義昭議長 3番、我妻 昇議員。

○3番 我妻 昇議員 市長、副市長の方は46万4,000円ほど減額、議員の方は合わせて3万3,000円増額ということで、減額するはずの勧告が増額ということで、ちょっとそこは理解できないわけですが、私たちの議員の方での話し合いということもあってのことですので、市長に対することではなくて、私たちとしてちょっと納得できないなというふうには思っております。

まず、市長、副市長の方からお伺いしますが、人事院の方では0.3%月例給、本給ですね、月例給にも手をつけて0.3%引き下げのんだということですが、市長の報酬は月例給はそのまま73万6,000円に月数を掛けて、また加算率1.4ということで40%加算をして期末手当をしているわけですが、ここは0.3%引き下げた額から月数なり加算率なりを掛けていくというのが正しいやり方ではないのでしょうか。なぜ月例給をいじらないのかということ市長にまずお伺いしたいと。

また、議員の方は、結果として3万3,000円ほど増額するわけですが、そこは私は納得

できないと。市長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。議員の方も月例給0.3%引き下げをしていないということが大きなところかなと。仮にそこを0.3%引き下げますと、総額で4万5,000円ほど私の計算では下がることとなります。それが今回のことに準じるとすれば、それが正しいのではないかなと思いますが、それについてのご意見、この2つをお聞かせ願いたいと思います。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

まず、0.3%なぜ引き下げないのかということでございますけども、平成19年の1月の臨時会におきまして、条例で私の場合は20%削減をさせていただいたと。副市長も15%ですか、引き下げをさせていただいたと。その後、平成19年4月から月額で5%を削減させていただいたと。加えて今回6月の期末手当とか12月それぞれ引き下げさせていただいたということから、0.3%の今回の国の人事院勧告につきましては、それをのみ込んでいるということとさせていただきます。ほかの市町村の例えば現在減額している市町村の状況を見ますと、やはりそれも新たに0.3%をマイナスはしていないと、それ以上の削減をしているということからそのように判断をさせていただきました。

なお、もう1点の議員の方の引き下げにつきましては、これにつきましては議会内での議論の上、決定された、合意された内容について私の方で提案させていただいたということで、何%あるいは3.3%をどのくらい引き下げようということから私の方から提案したものでございませぬので、その辺は議会の中でのご判断ということで尊重したところでございます。以上です。

○町田義昭議長 3番、我妻 昇議員。

○3番 我妻 昇議員 市長は19年に20%下げているということでしたけれども、それをのみ込

んでいるんだということですが……。

○内谷重治市長 その後5%。

○3番 我妻 昇議員 その後ね、20%のほかに、またさらに5%ということですよ、引き下げているので今回の0.3%はそれに十分のみ込んでいるということですが、それは今回の不況や人事院勧告に伴っての引き下げではなくて、例えば20%は公約で20%下げた、いわゆる公約だったわけです。また5%も、長井市のこの財政状況をかながみでの5%の減額だったわけでありまして、今回の人事院勧告は100年に一度と言われるこの不況の反映した結果でありますので、それとこれを一緒にするのは私はおかしいというふうに思っております、今回は月例給にも0.3%引き下げるべきだというふうに思っており、この条例には反対の考え方をしております。

また、議員報酬の方、期末手当なりの減額については、市長は私の考えではないと、議員の、議会の総意だということで、私も5月の臨時議会では会派代表者会、全員協議会などの公式の議論の場というふうに条例改正がなったにもかかわらず、その内容がなかなか表ざたにならないということとご意見をさせていただきました。また、同じく今回もなかなか少数意見が表に出てきませぬので、あえてこの場で申し上げさせていただきます。月例給36万円にもやはり私としては0.3%引き下げる、そして加算率なり支給率、月数を掛けていくというのが正しいやり方であるというふうに思っておりますので、この条例については私としては承諾しかねると、反対というふうな意見を述べさせていただきます。以上であります。

○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第95号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第96号 長井市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

3番、我妻 昇議員。

○3番 我妻 昇議員 教育長の部分にもちょっと質問させていただきますが、教育長は一般職等に倣って期末手当の計算方法は特別職とはちょっと違うわけで、4.5カ月から4.15カ月の支給率に変わるわけです。これは一般職に倣っているわけですので納得するものですが、月例給、本給を0.2%引き下げないというのがどうも、一般職は0.2%引き下げているんですよ、それに倣わない、要するにボーナスの部分については一般職に倣うけれども、月例給については別なんだという考え方がいまいまいわからない。教育長だからということなんでしょうか。なぜ一般職に倣って同じようにしないんでしょうか。これは総務課長にお尋ねした方がよろしいでしょうか。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 我妻議員のご質問にお答えいたします。

教育長の部分の月例給の考え方でございますが、先ほど市長が特別職の部分で申し上げましたとおり、いわゆる5%カットの対象としては市長、副市長の特別職、それから一般職に準ずる特別職というふうに言ってもいいんですが、教育長と、お三方ご一体でカットをしてきてい

るという経緯がございます。

先ほど市長の答弁にもございましたが、平成18年に特別職等報酬審議会を3回開催いたしまして、市長、副市長、教育長の給料をそれぞれ大幅に引き下げをしたと。それで本則が定まっておるわけでございますが、その本則の状況というのは全国の類似の団体あるいは県内各市の状況と比べてどのような位置づけにあるのかということを実はこのたびいろいろ調査をさせていただきました。

当然さまざまな理由から財政難を理由にと、あるいは市長の公約であるとか、さまざまな理由から独自にカットをなされている自治体、これは多々あるわけでございますが、そのベースとなる本則の部分、こここのところを押さえないとどうにも議論できないなと思ひまして、そのところを押さえてちょっとみました。I-0という類似団体、人口5万人未満、それから産業構造が似たような自治体を集めた類似団体と言われるものですが、87団体全国にございます、長井市の類似団体ですが。そのうち77団体ほどから調査の結果、いろいろ資料などもちょうだいいたしました。

いろいろ見ているところなんです、簡単に申し上げますと、現在の市長、副市長、教育長、いわゆる三役のその本俸の金額につきましては平均よりもはるかに低いと。77団体の平均値で申し上げますと、市長が84万701円、これは本則でございます。独自カットとか一切入っていない金額でございますが、副市長が66万9,253円、教育長が58万8,856円、現在の長井の三役それぞれ73万6,000円、59万1,000円、51万円と比べますと高いと。長井が低いと。特に教育長においては13.4%も低いというような状況でございます。

それらをいろいろ総合的に勘案いたしまして、また県内の他の自治体の状況などもいろいろ聞いてみますと、本体のところには今回は手をか

けないというところが非常に多いと。ましてや独自カットを現在やっている自治体においては、その独自カットの部分で当面いくというような状況下にあるというようなことから、教育長の部分についてはこのような判断をしたということでございます。

また、過去において、このたびの一般職の期末手当のいわゆる減額調整、情勢適用の原則に基づいた部分でございますが、ここの対応で教育長についてはこの減額調整をしないという対応を平成15年度に長井市、本市もやっております。当時とは状況が違うということもあろうかとも思いますが、そのような状況もありまして、それらを総合的に判断いたしました結果、このようなことで対応させていただきたいということでございます。以上です。

○町田義昭議長 3番、我妻 昇議員。

○3番 我妻 昇議員 もともと長井市は低いんだというふうに言いたいと思うんですが、低くて当たり前だというふうに私は思っておりますので、それとこれとは全く別問題というふうに思っておりますので、教育長の月例給に関しましても聖域ではなくて、そこにも手をつけるべきだというふうに思うことから、この議案には納得しかねると、承諾しかねるというふうに意見を述べさせて、終わりにしたいと思います。

○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第96号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第97号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第97号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり決定いたしました。

## 日程第9 議案第93号 指定管理者の指定について外7件

○町田義昭議長 次に、日程第9、議案第93号 指定管理者の指定についてから、日程第16、議案第103号 平成21年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第93号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市致芳児童センターの指定管理者として、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げます。

います。

議案第94号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、農道寺坂東線及び置賜西部線の一部を市道に移管し、これらの路線を含む道路3路線を新たに認定するためご提案申し上げます。

次に、議案第98号 平成21年度長井市一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に9,023万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ113億6,117万2,000円といたすものでございます。

このたびの補正の歳出につきましては、主なものといたしまして、生活保護扶助費3,791万2,000円、障がい者自立支援給付事業費2,202万8,000円、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費957万円、地域グリーンニューディール事業費904万1,000円などを追加いたすものでございます。

また、歳入につきましては、主なものといたしまして、生活保護措置費国庫負担金2,843万4,000円、障がい者自立支援給付費国庫負担金1,101万4,000円、地球温暖化対策等推進基金市町村補助事業費県補助金904万1,000円、前年度繰越金842万6,000円などを追加いたすものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては表のとおり追加し、第3条の地方債の補正につきましては、表のとおり変更するものでございます。

次に、議案第99号 平成21年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から124万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,531万8,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、主なものといたしまして、歳入につきましては、退職被保険者に係る交付金の額の確定による増額、歳出につきましては、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の確定による減額並びに高額療養費特別支給金を増額いたすものでございます。

議案第100号 平成21年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に51万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,008万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては一般会計繰入金及び繰越金を増額し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費及び排水設備等設置改造資金利子補給金を減額いたすとともに、時間外手当及び消費税納税額等の不足分について増額いたすものでございます。

議案第101号 平成21年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から7万3,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,069万2,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、人事院勧告に伴う人件費を減額いたすものでございます。

次に、議案第102号 平成21年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から29万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,172万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入といたしましては、一般会計繰入金を減額し、歳出といた



しましては、人事院勧告等による人件費等を減額いたすものでございます。

議案第103号 平成21年度長井市水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、人事院勧告に伴う人件費及び長井ダム建設費負担金をそれぞれ減額いたすものでございます。

補正の内容でございますが、第2条に定めました業務の予定量につきましては、建設改良事業の水源開発費を407万6,000円減額し、第3条では、第1款水道事業費用を8万5,000円減額いたすものでございます。

第4条につきましては、本文括弧書き中の条文を改めますとともに、第1款資本的収入から399万7,000円を、第1款資本的支出では、419万1,000円をそれぞれ減額いたすものでございます。

第5条につきましては、水道水源開発施設整備事業債の限度額を940万円に変更いたしまして、第6条につきましては、条文のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○町田義昭議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、日程第9、議案第93号及び日程第10、議案第94号の質疑を行います。

なお、これからの一般議案2件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑お願いいたします。

それでは、日程第9、議案第93号 指定管理者の指定についての1件について、ご質問ございませんか。

12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 福祉事務所長にお尋ねいたします。

この指定管理者を致芳児童センターに指定す

るといふような議案であります。これまでの致芳児童センターの職員はどのような身分であったのか、お聞かせをお願いいたします。

○町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

現在の致芳児童センターの職員につきましては、市の職員3名、致芳児童センターに社会福祉協議会から研修に来ていただいている職員が2名でございます。以上でございます。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 正規の市職員が3名と、それから派遣の職員が2名というふうなことであるようでありますが、すると今後こういうふうな指定管理者に致芳児童センターが指定されますと、市の職員でなくて社会福祉協議会の職員が個々に勤務することになると、こういうことになるわけですか。

○町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。市職員ではなくて、社会福祉協議会の職員によることになります。以上でございます。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 これまで社会福祉協議会の方では、市からいろいろな資料あるいは指揮命令なども受けながらこの児童センターの運営を行ってきたのではないかなというふうに思うわけですが、そういったことも今後どのように変更になるのか、お聞きをいたします。

○町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

今のところは社協からの指揮命令はございません。これから今後なることになります。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 何か勘違いして。私の質問が悪かったのかどうですかですが、指定管理者が致芳児童センターに指定されるということになりますと、当然市の福祉事務所としては

直接の指揮命令ができないということになるわけですね。したがって、いろいろ協議会みたいなものをつくって、そしてそこを通してこの児童センターに対していろんな命令をしていくというふうな形になると思うんですが、それでいいんですか。

○町田義昭議長 なお、藤原民夫議員に申し上げます。3回となっておりますので、お含みの上、お願いをいたします。

○12番 藤原民夫議員 ちゃんと答弁してもらえればいいのだ。

○町田義昭議長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

市で作成しました詳細な仕様書に基づきまして、社会福祉協議会がそれにのっとり勤務するというふうなことになりますので、直接的には指揮命令権はありませんけれども、詳細な取り決め事項によりまして、それに従って勤務していただくというふうな形になります。以上でございます。

○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第94号 市道路線の認定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第98号から、日程第16、議案第103号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案6件につきましては、予算特別委員会を設置しご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑お願いいたします。

まず、日程第11、議案第98号 平成21年度長井市一般会計補正予算第7号の1件についてご

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第99号 平成21年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号の1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第100号 平成21年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第101号 平成21年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第3号の1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第102号 平成21年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号の1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第103号 平成21年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第9、議案第93号 指定管理者の指定について及び日程第10、議案第94号 市道路線の認定についての一般議案2

件は、別紙付託表のとおり関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第11、議案第98号平成21年度長井市一般会計補正予算第7号から、日程第16、議案第103号平成21年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの予算議案6件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案6件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

+

## 散 会

○町田義昭議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時53分 散会